

令和 7 年度滋賀県サーキュラーエコノミー実証事業 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、令和 7 年度滋賀県サーキュラーエコノミー実証事業の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 事業名

令和 7 年度滋賀県サーキュラーエコノミー実証事業

(2) 事業目的および事業内容

「令和 7 年度滋賀県サーキュラーエコノミー実証事業委託仕様書」(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 予定価格

9,508,537 円 (消費税および地方消費税 (10%) を含む)

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則 (昭和 51 年滋賀県規則第 56 号) 第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (昭和 57 年滋賀県告示第 142 号) に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

次の種目が、希望営業種目に登録されていること。

- ・大分類:「役務」 中分類:「その他の役務の提供」

【地域ブロック】

県内事業者または県外事業者で県内の営業所等取引の権限を委任している者

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システム

滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077-528-4314

4 説明会の開催

説明会は開催しない。

5 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和 7 年 6 月 25 日（水）17 時 必着

(2) 質問方法

電子メールまたはFAXで質問票（別添様式 1）を「12 担当部署」に提出すること。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、標題には「【プロポーザル質問:事業者名】」と記載し、提出後必ず電話で連絡すること。

(3) 回答方法

各事業者からの質問を全てまとめて、令和 7 年 6 月 27 日（金）を目途に以下の滋賀県ホームページに掲載する。

（県ホームページ(ごみゼロチャレンジしが | 滋賀県ホームページ (shiga.lg.jp))）

6 提出書類

本プロポーザルへ参加を希望する事業者は、次の書類（以下、「企画提案書等」という。）を作成し、7 に示す提出期限までに、12 に示す担当部署まで提出すること。ただし、1 者につき 1 提案とする。

なお、装丁は A 4 サイズ（縦書き、横書きは不問）とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書 1 部

別添（様式 2）により 1 部提出すること。

(2) 企画提案書 正 1 部、副 4 部

ア 作成にあたっては、仕様書の記載の条件を満たし、かつ、当業務の目的を達成するに最も効果的であると考えられる内容とすること。

イ 企画提案書には、以下の内容を記載すること。

・業務遂行にあたっての基本的な考え方

- ・具体的な企画内容
- ・効果を高めるために工夫する点
- ・執行体制
- ・類似事業の取組実績（ある場合のみ記載）

ウ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

エ 企画提案書の頁数は、10 ページ以内（表紙は含まない）とすること。

オ 副本4部には、事業者名、住所、ロゴマークなど参加者を特定できる表示をしないこと。なお、業務実施に係る体制図には、参加者を「当事業者」と記載すること。

（3）経費概算見積価格書 正1部、副4部

仕様書に掲げる業務について、業務の着手から完了までに要する経費とその内訳を明記すること。また、消費税および地方消費税（税率 10%）を記載し、その税額を明記すること。

（4）社会政策推進関係資料

（登録や認定を受けているなどの場合。（「8 審査および契約予定者の決定方法」参照））

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し 1部

イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部

ウ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し 1部

エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し 1部

オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書 1部

カ しが障害者施設応援企業の認定を受けている場合には、同認定通知書（県発行）の写し 1部

キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部

ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証書（県発行）の写し 1部

ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し 1部

コ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については審査登録機関による証明書の写し、②～④については認証、登録証の写し 1 部

- ① 国際標準化機構が定めた規格 I S O14001 に適合している旨の認証
- ② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
- ③ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和 7 年 7 月 7 日（月）17 時まで
- (2) 提出方法 持参または郵送

下記「12 担当部署」に、持参または郵送により提出すること。持参の場合は、土・日曜日を除く、9 時から 17 時までとする。郵送の場合は、差し出しおよび受領の記録が残る簡易書留等とし、令和 7 年 7 月 7 日（月）17 時必着とする。なお、企画提案書等を郵送した際はその旨を必ず電話で連絡すること。

8 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査概要

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課および関係課の職員 3 名で構成する審査会において、下記「8（3）審査基準」に基づき審査するものとし、予定価格の範囲内において、各審査員による総合点が最も高かった提案者を当該事業の契約予定者として選定する。

(2) 審査会の開催

① 日時

令和 7 年 7 月 11 日（金）予定（参加者には 2 営業日前までに開始時間等を連絡する。）

② 開催方法

対面でのプレゼンテーションを実施する。

③ プレゼンテーション

- ・ プレゼンテーションの時間は、1 者 15 分以内とする。
- ・ 各者のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。

(3) 審査基準

各審査員は、下表の審査内容の各項目について絶対評価で点数を付け、総合点の高いものを当該事業の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししないものとする。

審査項目	審査内容	配点
企画内容	① 選別の助言、回収、運搬 の実施方法および工夫	10
	② 拠点の設置および運営（在庫管理） の実施方法および工夫	15
	③ 回収した家具類の清掃および修理 の実施方法および工夫	15
	④ 県内の家具類修理業者等の技術力等調査 の実施方法および工夫	10
	⑤ 販売調査 の実施方法および工夫	15
価格妥当性	⑥ 経費の削減に配慮されているなど、適正な見積額となっているか。 ・ 予定価格の80%未満（14） ・ 予定価格の80%以上85%未満（10） ・ 予定価格の85%以上90%未満（7） ・ 予定価格の90%以上95%未満（4） ・ 予定価格の95%以上（1）	14
実施体制	⑦ 業務の運営体制が整えられ、確実な業務の遂行や良好な運営が期待できるか。	10
実現可能性	⑧ 類似事業の取組実績があるか。 実現可能性を備えた内容となっているか。	5
	⑨ 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑩ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか。	1
	⑪ 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ・ しが障害者施設応援企業の認定を受けているか。 ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑫ 滋賀県女性活躍推進企業の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
	⑬ 環境マネジメントシステムのうち次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ・ 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証	1

・ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ・ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
⑭ 県内に本店を有する事業者であるか。	1
合計	100

（４）審査結果の通知

審査結果は、企画提案書の提出のあった事業者全員に文書で通知する。

9 契約相手方の決定

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、当課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。なお、協議が整わない場合は、次点として選定された者と同様の手続きを行うこととする。

10 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- （１）提出期限に遅れた場合
- （２）企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- （３）企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- （４）企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- （５）その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

11 その他

- （１）提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- （２）提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルに係る審査以外に利用することはない。
- （３）この公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者の負担とする。
- （４）委託契約の締結にあたっては、地方自治法や滋賀県の財務規則をはじめとする諸規定に従うこと。
- （５）採用した場合でも、協議の上、提案内容を変更することがある。

12 担当部署

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課 サークュラーエコノミー推進係 (担当：尾上)

TEL:077-528-3472 FAX:077-528-4845 E-mail : df00530@pref.shiga.lg.jp